

令和8年度 宮崎市かのう児童センターの利用について

● 児童館・児童センターとは

「児童館」は、児童福祉法第40条に規定されている児童福祉施設です。規模に応じて「小型児童館」「児童センター」などの名称が使われており、いずれも児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置され、児童センターは、“屋根つきの公園”とも表現される地域の遊び場です。0歳から18歳未満の児童とその保護者（未就学児は保護者同伴）などご利用になれます。

● 児童センターと児童クラブの違い

- ・児童センター：児童が好きな時に来て、好きな時に帰る（自由来館型の）施設
- ・児童クラブ：保護者に代わって児童をお預かりする施設

● 児童センター利用にあたって

① 利用登録について … ※登録書は毎年度提出が必要です。

児童安全共済（保険）に加入しますので、利用日までに【かのう児童センター利用登録書*1】を必ずご提出ください。尚、登録内容（連絡先等）に変更があった場合は速やかにお知らせください。

② 来館時・退館時の利用者名簿記入について

受付で利用者名簿に記入してください。（無記入の場合、事故等が発生しても保険の対象となりません。）

③ 緊急時の連絡について

災害やケガ、発熱等の緊急時に備え、かのう児童センターの電話番号を携帯電話にご登録ください。

④ 初回利用申し込み時について

利用方法をご説明しますので保護者の方が利用登録書を児童センターへご持参ください。

⑤ 帰宅時間・方法の確認について

退館時間や帰宅方法（徒歩・お迎えの時間・習い事等）について、必ずお子様と事前に確認してください。（原則センターからの案内はしません）

⑥ 下校途中の利用について〔加納小の児童のみ〕

下校途中に利用する場合は、【かのう児童センター利用登録書*1】内の「下校途中での児童センター利用申出について」欄にチェックし理由を記入し、学校（学級担任）へ必ずその旨をお伝えください。

⑦ 忘れ物について

加納小学校へ忘れ物を取りに戻ることはできません（保護者同伴なら可）。3ヶ月保管を目処に忘れ物を廃棄いたします。 ※忘れ物がないようご注意ください。

⑧ タブレットの使用について

館内では学校支給タブレットの使用はできません（加納小学校の指導に基づきます）。

⑨ 貴重品・私物について〔中学生と高校生は自己責任の基であれば持ち込みを可とします〕

紛失・盗難防止のため、お金・携帯電話・ゲーム機・カード類など持たせないでください。また、荷物のお預かりはいたしません。

⑩ 昼食について

12時～13時は昼食時間としています。午前中から利用する場合にはお弁当をご準備ください。当センターではお弁当の管理は行いませんので、保冷剤を入れるなどご家庭で対応をお願いします。

⑪ 利用制限について

他の利用者に迷惑をかける行為や、職員の再三の指導や指示に従わない場合は、利用をお断りすることがあります。

⑫ 徒歩での退館時間について

小学生の徒歩での退館時間は16時30分まで、11月～2月は16時15分までです。

⑬ 災害時等の緊急避難場所について …… 加納小学校敷地内の”アスレチック広場”（原則）です。

【開館時間】 10時00分～17時30分（11月・12月は17時00分閉館）

【休館日】 日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）

【お問合せ・連絡先】 宮崎市かのう児童センター

〒889-1605 宮崎市清武町加納甲1010番地

TEL/FAX：0985-85-6805

e-mail：kanoujidou@pony.ocn.ne.jp

● ※1、※2：

各書類は、右記二次元コード〔HomePage閲覧〕よりPDFファイルをダウンロードできます。



e-mail 送信



HomePage 閲覧

こどもたちの安全な遊び場（第三の居場所）の提供をめざしてまいりたいと考えております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。（文書取扱：宮崎市かのう児童センター）